

# 硫黄酸化物放出規制に係る Notation に関する事項

## 改正規則等

海洋汚染防止のための構造及び設備規則  
登録規則細則

## 改正事項

硫黄酸化物放出規制に係る Notation に関する事項

## 改正理由

本会は、MARPOL 条約附属書 VI 第 13 規則に定める窒素酸化物放出許容限度に関し、3 次規制の基準を満足する機関を備え、窒素酸化物放出規制海域における航行が可能な船舶に対し、“Nitrogen Oxides Emission-Tier III”（略号 NO<sub>x</sub>-III）を船級符号に付記する旨規定している。また、当該規定に適合するために搭載される装置／機関に応じた付記を追加する規則改正を 2018 年 1 月 1 日から施行している。

このため、NO<sub>x</sub>-III に関する付記と同様に、MARPOL 条約附属書 VI 第 14 規則に定める硫黄の質量濃度に関する規制に適合する低引火点燃料（天然ガス、メタノール等）を使用するための設備を備える船舶、及び当該規制に適合する燃料の使用と同等以上の実効性を有する設備を備える船舶に対して、“Sulphur Oxides”（略号 SO<sub>x</sub>）を船級符号に付記するとともに、適合するために採用される設備を付記するため、関連規定を改めた。

## 改正内容

- (1) 硫黄の質量濃度に関する規制に適合する低引火点燃料を使用するための設備を備える船舶、及び当該規制に適合する燃料の使用と同等以上の実効性を有する設備を備える船舶については、船級符号に“Sulphur Oxides”（略号 SO<sub>x</sub>）を付記する旨規定した。
- (2) 略号 SO<sub>x</sub> の後の括弧内に、関連規制に適合するために搭載される設備／装置に応じた付記を追加する旨規定した。

## 改正条項

海洋汚染防止のための構造及び設備規則 1 編 1.1.3  
登録規則細則 2.1.3